

## ○西いぶり広域連合の収入の督促及び滞納処分等に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日  
条 例 第 2 7 号

西いぶり広域連合の収入の公示送達、督促、延滞金並びに滞納処分については、法令又は他に定めがあるものを除くほか、室蘭市税外公法上の収入の督促及び滞納処分等に関する条例（昭和 3 4 年室蘭市条例第 2 4 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。